

国立大学法人佐賀大学本庄地区安全衛生委員会内規

(平成17年6月7日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程（平成16年4月1日制定）第19条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学本庄事業場に置かれる安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業場の統括)

第2条 委員会は、別表に掲げる事業場に係る安全衛生に関し統括する。

(調査審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、総括安全衛生管理者に対し、意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 安全及び衛生に関する規定に関すること。
- (5) 安全及び衛生に関する教育の実施計画に関すること。
- (6) 化学物質の有害性の調査及びその結果に基づく対策に関すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその評価に基づく対策に関すること。
- (8) 健康診断の結果及びその評価に基づく対策に関すること。
- (9) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る健康障害の防止に関すること。
- (10) 行政機関から文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の危険及び健康障害の防止に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者 1人
 - (2) 衛生管理者のうちから学長が指名した者
 - (3) 産業医
 - (4) 本庄地区の職員で、安全及び衛生に関し経験を有するもののうちから学長が指名した者若干人
- 2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦を経て、指名しなければならない。
- 3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(衛生管理補助者)

第7条 別表に掲げる各部局等の安全衛生管理を適正に実施するため、各部局等に衛生管理補助者を置

くことができる。

2 衛生管理補助者は、衛生管理者の業務を補助するとともに、作業場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、必要な措置を講じるなど、その危険を防止するため努めなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部課の協力を得て、環境安全衛生管理室が行う。

(部局等安全衛生委員会)

第9条 別表に掲げる各部局等の安全衛生管理を適正に実施するため、部局等安全衛生委員会を置くことができる。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成17年6月7日から施行する。

2 この内規施行の際、最初に任命される第4条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日改正）

この内規は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表のうち総合情報基盤センターに関する部分は、平成18年2月1日から適用する。

附 則（平成19年2月28日改正）

この内規は、平成19年2月28日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年6月15日改正）

この内規は、平成19年6月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年12月1日改正）

この内規は、平成20年12月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年7月6日改正）

この内規は、平成22年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この内規は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日改正）

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日改正）

この内規は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日改正）

この内規は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日改正）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日改正）

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月29日改正）

この規程は、平成29年11月29日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日改正）

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条、第7条及び第9条関係）

事 業 場	部 局 等
本 庄	事務局 リージョナル・イノベーションセンター アドミッションセンター ウェルビーイング創造センター 国際交流推進センター 教育学部(附属教育実践総合センターを含む。) 芸術地域デザイン学部 経済学部 理工学部 農学部 全学教育機構 附属図書館 美術館 保健管理センター 海洋エネルギー研究所 総合分析実験センター 総合情報基盤センター シンクロトロン光応用研究センター 地域学歴史文化研究センター 教育学部附属幼稚園
附属小学校	教育学部附属小学校
附属中学校	教育学部附属中学校
附属特別支援学校	教育学部附属特別支援学校
久保泉	農学部附属アグリ創生教育研究センター本部
伊万里	海洋エネルギー研究所(伊万里サテライト)
唐津	農学部附属アグリ創生教育研究センター唐津キャンパス
有田	芸術地域デザイン学部(有田キャンパス) 肥前セラミック研究センター